

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二二
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 二三
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 二五
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二六
- 道路の区域を変更する件 二六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二六

## 告 示

### 福島県告示第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月一日から同年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

### 福島県告示第百四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

（商業まちづくり課）

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者		認可申請年月日
		賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	
遠藤 正人	郡山市喜久田町早稲原字町六二	郡山市喜久田町早稲原字南大鑪六四ほか四筆	郡山市喜久田町早稲原字南大鑪六四ほか四筆	平成二八年二月二二日
有限会社 アグリサービス あさか野	郡山市日和田町字北野二六	郡山市喜久田町早稲原字高林六二ほか十筆	郡山市赤沼字中井田三〇二一ほか三筆	同
柏原 秀雄	郡山市田村町川曲字牛骨四一	郡山市田村町金屋字力石五一ほか一筆	郡山市田村町金屋字力石五一ほか一筆	同
株式会社 アグリフィール ド矢吹	郡山市田村町岩作字駒形一〇七―五―一	郡山市田村町金屋字力石五一ほか一筆	郡山市田村町金屋字力石五一ほか一筆	同
佐原 裕司	喜多方市豊川町一井字家ノ北一七五八―二	喜多方市豊川町一井字六百一六三―五ほか一筆	喜多方市豊川町一井字六百一六三―五ほか一筆	同
鈴木 博文	耶麻郡猪苗代町大字磐根字土田三一五二	耶麻郡猪苗代町一時利用地磐梯六二―二ほか五筆	耶麻郡猪苗代町一時利用地磐梯六二―二ほか五筆	同
高木 和彦	河沼郡湯川村大字湊字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字湊字西河原五七ほか五筆	河沼郡湯川村大字湊字西河原五七ほか五筆	同
東条 勇	河沼郡湯川村大字湊	河沼郡湯川村大字湊字上	河沼郡湯川村大字湊字上	同





三 風害の防備  
解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
  - 尾股平左工門 齊藤清次郎 鈴木義助 鈴木経五郎 大竹久光 大竹倉蔵 齊藤三吉 鈴木藤蔵 大竹新蔵 大竹勘兵衛 緑川欣義 吉田由松 尾股吉五郎 秋川保之助 大竹義夫 井上辰吉 中目相明 井上長次郎 薄井源助 矢内矢一郎 小河原元一 井上長吉 鈴木末蔵 鈴木浜治 鈴木長吉 鈴木太作 薄井市太郎 齊藤静示
  - 尾股通之助 齊藤新之助 尾股喜右工門 鈴木万太郎 井上丑太郎 尾股豊満 尾股英次 吉田喜一郎 鈴木桂蔵 尾股庄次郎 佐藤勇吉 田子由蔵 大竹要吉 鈴木増蔵 鈴木勘蔵 佐藤倉吉 尾股儀重郎 大竹春吉 齊藤長太郎 齊藤西五郎 尾股茂平 尾股政之助 鈴木初吉 鈴木勝蔵 鈴木吉太郎 鈴木倉之助 鈴木友吉 齊藤與志三 井上清一 薄井千次郎 有賀松五郎 有賀菊松 薄井伊之吉 薄井徳重 薄井菊之輔 薄井忠蔵 有賀久吉 有賀正敏 有賀吉蔵 鈴木政次郎 鈴木米蔵 鈴木権次郎 鈴木卯三郎 鈴木喜三郎 鈴木正 鈴木貞夫 秋田喜久次 齊藤兵次郎 鈴木源助 鈴木又助 鈴木兵太郎 鈴木善作 鈴木伝五郎 鈴木政之助 鈴木延之助 鈴木孫三郎 佐藤義弥 鈴木善助 薄井長右工門 株式会社ライフコンサル 鈴木善太郎 大森松吉 沼田佐吉 角田健之助 鈴木兼蔵 三好祥夫 星テルイ 鈴木サツ 鈴木善一 近藤一二三 渡部敦子 藤田弘司
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十七年農林水産省告示第二千六百五十三号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字山上 字長八内一八三番二地 先から 同 郡同 町大字山上 字竹貫田六九番一地向 まで	変更前 A 五・五〇 八一・〇〇	A 五・五〇 八一・〇〇	一、六一七・〇
		変更後 B 一一・〇〇 一一・〇〇	A 五・五〇 八一・〇〇	一、六一七・〇 一、四八三・五

(道路計画課)

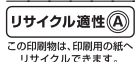
公 告

公告第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、  
滝ノ下沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十八年二月二十六日完了し  
たので公告する。

平成二十八年三月一日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷